未利用口座管理手数料規定

株式会社秋田銀行

1. 本規定の適用

この規定は普通預金口座(総合口座、決済用預金口座、通帳レス口座を含みます。) および貯蓄 預金口座取引に適用されるものとします。

2. 未利用口座となる口座

- (1) 最後のお預入れまたは払戻し(当該口座のお利息の受け取りおよび未利用口座管理手数料の引き落としを除きます。)の日(以下「最終ご利用日」といいます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座および貯蓄預金口座を未利用口座としてお取り扱いします。
- (2) 通帳等の盗難、紛失などにより利用が停止されている普通預金口座および貯蓄預金口座についても、最終ご利用日から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない場合には未利用口座としてお取り扱いします。

3. 未利用口座管理手数料

- (1) お客さまの預金口座が未利用口座の対象予定となった場合、約3か月前に文書にて、未利用口座管理手数料の金額および引落日等をお届けの住所に通知します。なお、この通知が延着または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- (2) 前項の通知に記載された未利用口座管理手数料の引落日の前日までにお預入れまたは払戻しがない場合は、当該引落日に1,200円(年額、消費税別途)の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。預金者の口座が未利用口座である場合、翌年以降も同様の手続により未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 未利用口座管理手数料は、通帳・払戻請求書の提出なしに、該当の未利用口座より引き落すものとします。
- (4) 第2項にかかわらず、以下のいずれかに該当する口座は未利用口座管理手数料の対象外とします。
 - a 未利用口座の預金残高が1万円以上である場合
- b 未利用口座が定期性預金、公共債、投資信託、外貨預金等の指定預金口座である場合
- c 未利用口座が融資取引の返済用口座である場合
- d その他当行が定める所定の口座である場合

4. 口座の自動解約

- (1) 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料の一部として引き落とし、当行所定の方法により、自動解約することができるものとします。 この場合、お客さまは未利用口座の口座残高以上の支払義務は負わないものとします。
- (2) 前項による口座解約にともないお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いかねます。

5. 未利用口座管理手数料の返却等

- (1) 引き落とし済の未利用口座管理手数料は返却いたしません。
- (2) 解約した口座の再利用の求めには応じることができません。

6. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用させていただきます。

附 則

未利用期間の算定開始となる基準日(未利用期間の起算日)は、口座を開設した時期に応じて次のとおりとします。

- 1. 2022 年 1 月 4 日前に開設された口座 2021 年 1 月 4 日または最終異動日のいずれか遅い方
- 2022年1月4日以降に開設された口座 最終異動日

(以上)